

羽島市新型インフルエンザ等対策行動計画【平成 26 年 6 月改定】 概 要 版

■行動計画改定の背景

毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとは抗原性が大きく異なる新型インフルエンザや未知の感染症である新感染症が発生すると、ほとんどの人が免疫を獲得していないため、大きな健康被害と社会的影響をもたらすことが懸念されています。

このため、これらが発生した場合の危機管理として、国全体としての万全の態勢を整備し、対策の強化を図るために、平成 25 年 4 月に新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）が施行されました。

今回の行動計画の改定は、この特措法第 8 条第 1 項の規定により、都道府県の新型インフルエンザ等対策行動計画に基づいて行いました。

■対象感染症

全国的かつ急速なまん延のおそれのある新型インフルエンザ等感染症及び新感染症

■流行規模及び被害想定

新型インフルエンザ等の流行規模は、出現した病原体の病原性や人の免疫力、社会環境などに左右され、軽微なものから重篤なものまで様々な場合が考えられます。

市の行動計画では、政府行動計画において想定される流行規模に関する数値をおき、対策を検討していきます。

流行規模及び被害想定

項 目		羽島市※1	岐阜県	全国
流行期間		約 8 週間		
患者（人口の 25%）※2		約 1 万 6 千人	約 52 万人	約 3, 200 万人
受診者数		約 7 千人 ～約 1 万 3 千人	約 20 万人 ～約 40 万人	約 1, 300 万人 ～約 2, 500 万人
中等度※3 （致命率 0. 53%）	入院患者 （1 日当たり最大）	約 280 人 （約 50 人）	約 8, 600 人 （約 1, 600 人）	約 53 万人 （約 10. 1 万人）
	死亡者数	約 90 人	約 2, 800 人	約 17 万人
重度※4 （致命率 2. 0%）	入院患者 （1 日当たり最大）	約 1, 050 人 （約 210 人）	約 32, 500 人 （約 6, 500 人）	約 200 万人 （39. 9 万人）
	死亡者数	約 340 人	約 10, 400 人	約 64 万人
従業員の欠勤率の想定		最大 40%程度		

※1：市の数値は、全国の数値を人口比で按分したもの

※2：平成 22 年国勢調査による人口

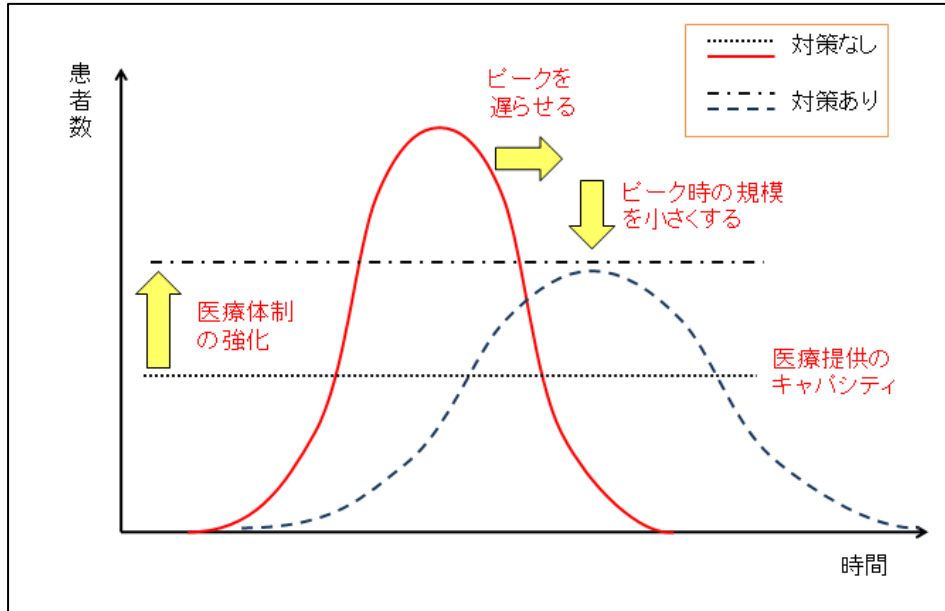
※3：アジアインフルエンザ並み

※4：スペインインフルエンザ並み

■ 対策の基本方針

- 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護します。
- 市民の生活及び経済に及ぼす影響が最小になるようにします。

対策の効果 イメージ図



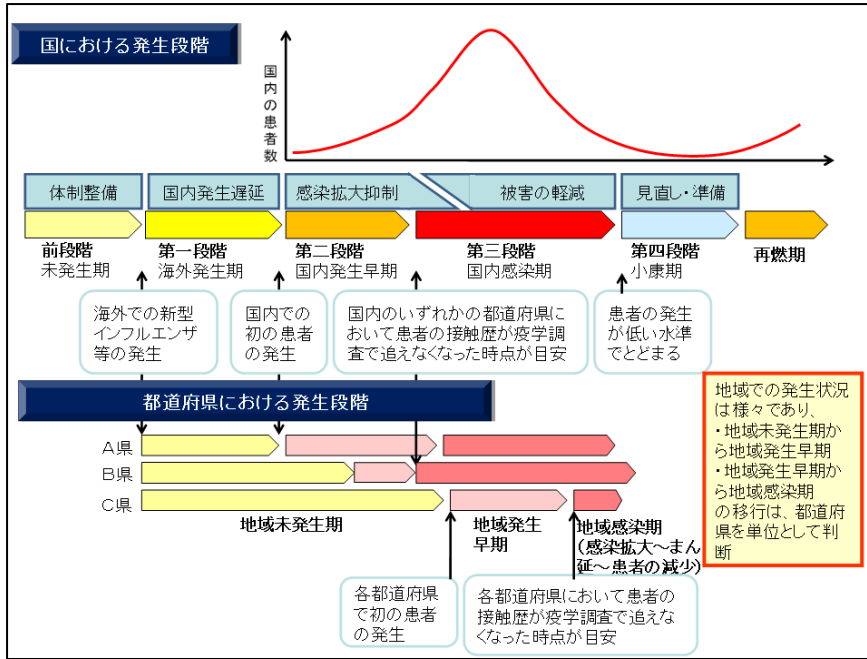
■ 新型インフルエンザ等の発生段階

新型インフルエンザ等対策は、状況の変化に即応した意思決定を迅速に行うことができるよう、あらかじめ発生の段階を設け、各段階において想定される状況に応じた方針を定めておく必要があります。市は、地域の発生状況に応じて県が国との協議の上で判断する発生段階に合わせて、対策を段階に応じて実施するため、県の発生段階を引用し、行動計画を策定しました。

発生段階

流行状態	発生段階	
	県行動計画	政府行動計画
新型インフルエンザ等が発生していない状態	未発生期	未発生期
海外で新型インフルエンザ等が発生した状態	県内未発生期	海外発生期
いずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、岐阜県内では発生していない状態		国内発生早期
岐阜県内で新型インフルエンザ等の患者は発生しているが、すべての患者の接触歴を疫学調査で追える状態	県内発生早期	国内感染期
岐阜県内で新型インフルエンザ等患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態	県内感染期	
新型インフルエンザ等患者の発生減少し、低い水準でとどまっている状態	小康期	小康期

国及び地域（都道府県）における発生段階



■ 行動計画の主要 6 項目

行動計画では「①実施体制」、「②情報収集」、「③情報提供・共有」、「④予防・まん延防止」、「⑤医療」、「⑥市民の生活及び経済の安定の確保」の 6 項目に分けて立案しています。各項目毎の対策の横断的な留意点は以下のとおりです。

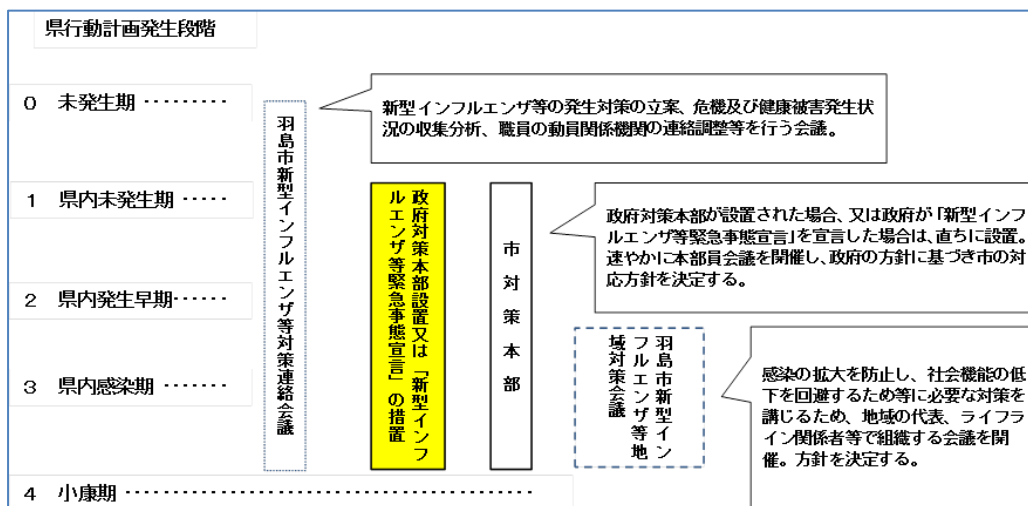
①実施体制

新型インフルエンザ等の発生前から各部課横断的な会議（羽島市新型インフルエンザ等対策連絡会議）の開催を通じ、発生に備えた取り組みを推進します。

新型インフルエンザ等が発生し、政府対策本部が設置された場合は、直ちに羽島市インフルエンザ等対策本部を設置し、県、羽島市医師会、羽島市民病院、市内医療機関等との情報共有、意見交換を緊密に行い、市の対応方針を決定します。

新型インフルエンザ等が市内に発生した場合又は発生の恐れがある場合は、その対策について、羽島市新型インフルエンザ等地域対策会議において、関係機関の連携を強化し、必要な対策を講じます。

市行動計画実施体制



②情報収集

発生前から情報収集を行い、国及び県が発信するサーベイランス等の情報を入手することで、適時適切に効果的な対策の実施に努めます。

③情報提供・共有

対策のすべての段階において、受け取り手に応じた情報提供をインターネットを含めた多様な媒体を用いて、できる限り迅速に行います。

発生前から新型インフルエンザ等の予防及びまん延の防止に関する情報等を市民、学校、医療機関、事業者等に情報提供することで、発生した場合の新型インフルエンザ等対策に関し周知を図ります。

発生時には、発生段階に応じて、市内外の発生状況、対策の実施状況等について、対策の実施主体を明確にしながら、公益性や人権に十分配慮して情報提供を行います。また、市民からの問い合わせについては、市が相談窓口を設置し、寄せられた相談内容を踏まえ、市民や現場で必要とする情報を県に報告するとともに、市の情報発信に反映させます。

情報提供に当たっては、対策本部が情報を集約・共有する体制を構築し、提供する情報の内容について統一を図ります。

④予防・まん延防止

新型インフルエンザ等のまん延防止対策は、流行のピークをできるだけ遅らせることで体制の整備を図るための時間を確保することや、流行のピーク時の受診患者数等を減少させ、医療体制が対応可能な範囲内に収めることにつながるものです。

個人対策として、発生初期の段階からマスク着用、咳エチケット、手洗い、人混みを避けること等の基本的な感染対策を実践するよう促すとともに、職場等における感染対策を強化して実施するよう周知を行います。また、県が特措法に基づく不要不急の外出自粛要請や施設の使用制限の要請等を行う場合には、関係団体等と連携して、迅速に周知徹底を図ります。

また、新型インフルエンザ等による健康被害や社会・経済活動への影響を最小限にとどめるため、特措法に基づき、ワクチン接種を市民等に行う住民接種や新型インフルエンザ等対策の実施に携わる職員に行う特定接種を行います。なお、住民接種及び特定接種の実施に当たっては、政府対策本部が決定する接種順位等の情報を基に、関係者の協力を得て、原則として集団的接種により接種を実施します。

⑤医療

医療の提供は、健康被害を最小限にとどめるという目的を達成する上で、不可欠な要素です。市は、県と連携し医療体制の整備等について把握し、市が設置する相談窓口等での情報提供につとめます。また、市を区域とした緊急事態宣言が政府により発令される事態において、県から委任を受けた場合は臨時の医療施設の設置の措置を行います。

⑥市民の生活及び経済の安定の確保

新型インフルエンザ等は多くの国民が罹患し、各地域での流行が約 8 週間程度続くと言われており、市民の生活及び経済の大幅な縮小と停滞を招くおそれがあるため、市民の生活及び経済への影響が最小限となるよう、関係機関と連携を図り、事前の準備を行うとともに、市民に対し、家庭内での感染対策や食料品、生活必需品等の備蓄に努める等の事前の準備を呼びかけます。

■発生段階毎の対策の概要

未発生期（事前の準備）

・行動計画等の作成/・感染症や公衆衛生に関する情報提供/・発生に備えた体制整備

	県内未発生期	県内発生早期	県内感染期	小康期	
目的	<ul style="list-style-type: none"> ・市内発生をできるだけ遅らせる ・市内発生に向けての体制整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・市内での感染拡大をできる限り抑える ・感染拡大に備えた体制の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・健康被害を最小限に抑える ・市民の生活及び経済への影響を最小限に抑える 	<ul style="list-style-type: none"> ・市民の生活及び経済の回復を図り、流行の第二波に備える 	
実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・政府対策本部の設置又は「新型インフルエンザ緊急事態宣言」の宣言時はただちに市対策本部を設置し本部員会議を開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・市対策本部の継続 	<ul style="list-style-type: none"> ・市対策本部の継続 	<ul style="list-style-type: none"> ・市対策本部の廃止 ・対策の評価・見直し 	
収集情報	<ul style="list-style-type: none"> ・岐阜県リアルタイムサーベイランス等からの最新情報の収集 				
情報共有	<ul style="list-style-type: none"> ・市ホームページ等各種媒体の利用による迅速な情報提供 ・相談窓口の設置 ・関係機関との情報共有 	<ul style="list-style-type: none"> ・市ホームページ等各種媒体の利用による迅速な情報提供 ・相談窓口体制の継続 ・関係機関との情報共有 	<ul style="list-style-type: none"> ・市ホームページ等各種媒体の利用による迅速な情報提供 ・相談窓口の継続 ・関係機関との情報共有 	<ul style="list-style-type: none"> ・市ホームページ等各種媒体の利用による適時の情報提供 ・相談窓口の縮小 ・関係機関との情報共有 	
予防・蔓延防止	<ul style="list-style-type: none"> ・個人レベルでの感染予防策の徹底を啓発 ・国の決定による特定接種の実施 ・住民接種体制準備 	<ul style="list-style-type: none"> ・個人・地域レベル・施設等での感染対策強化啓発 ・国の決定による特定接種の実施 ・住民接種の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・個人・地域レベル・施設等での感染対策強化啓発 ・住民接種の継続 	<ul style="list-style-type: none"> ・流行第二波に備えた住民接種の継続 	
医療	/		<ul style="list-style-type: none"> ・在宅患者への支援 ・緊急事態宣言下での県の委任に基づく臨時医療施設の開設 	/	
市民の生活及び経済の安定の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・遺体安置施設等の確保 ・状況に応じた生活相談窓口の設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・生活必需品等の価格安定のための市民、事業者への呼びかけ ・緊急事態宣言下での価格高騰監視等の対策実施、生活相談窓口の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・生活必需品等の価格安定のための市民、事業者への呼びかけ継続 ・緊急事態宣言下価格高騰監視等の対策、生活相談窓口の継続 ・要援護者への生活支援 ・遺体の安置等への対応 	<ul style="list-style-type: none"> ・生活必需品等の価格安定のための市民、事業者への呼びかけ継続 	